

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 21 日現在

機関番号：72703

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530578

研究課題名（和文） 新自由主義下における社会運動ユニオニズムの日仏比較

研究課題名（英文） The Comparing the Social movement unionisms of Japan and France

研究代表者

赤堀 正成（AKAHORI MASASHIGE）

財団法人労働科学研究所・研究部・主任研究員

研究者番号：60321676

研究成果の概要（和文）：

1980 年代より先進諸国で広く観察された新自由主義政策は当該国の労働組合と鋭い対立を生み出した。新自由主義政策はその内容において労働市場改革をその重要な柱としていたために、不安定労働者、失業者を増大せしめた。労働組合運動はこのようにして生まれた新しい事態に労働組合主義＝経済主義とは異なる、社会運動ユニオニズムという新たな運動理念と形態を模索させることとなった。

研究成果の概要（英文）：

Since the 1980s, neoliberalism has been adopted in many advanced capitalist country and caused many conflict avec labor unions. Neoliberalism has reformed labor market and made workers insecure. Then labor unions groped for social movement unionism while they got over the economism.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：労働組合，社会運動

## 1. 研究開始当初の背景

（1）社会運動ユニオニズムとは 1990 年代後半のアメリカで注目された、労働運動の活性化を図ろうとする理念と運動である。運動のスタイルとしては、幹部請負型の運動に批判的で、組合民主主義を重視し、一般組合員の積極的参加を促そうとする。また、運動の目標としては、不安定雇用、低賃金や差別、そして失業に苛まされる労働者の利害を積

極的に取り上げようとする。

それゆえ、社会運動ユニオニズムとは、単に組合員のみを利害を最重要視する組合主義＝経済主義とは明らかに一線を画する性格をもつ。社会運動ユニオニズムは、運動の過程において現状に批判的な社会的公正の理念を育み、その理念の現実化を目指すことに特徴があった。

(2) しかし、こうした社会運動ユニオニズムはアメリカでのそれが初期に着目されたとはいえ、その存在はアメリカに限定されるものではなかったと考えられる。それが国籍を超えて観察された根拠には 1980 年代から先進諸国で実施された新自由主義改革にあったと思われる。

新自由主義改革は、ケインズ主義的福祉国家を明確に標的として定め、その際に「自己責任」論をもって、市場取引の自由の最大化とそれを阻害する規制の緩和、また緊縮財政論による社会保障制度の縮小による市場の形成、拡大を目指すものだが、本研究においては、とりわけ「フレキシブル」な労働市場の実現を志向して労働市場の規制緩和を推進しようとするのが注目される。

それによって上述のように、不安定雇用、失業などの諸課題が登場したことで、社会運動ユニオニズムの理念と運動が登場してくる客観的な根拠と社会運動ユニオニズムの担い手の形成を促したと考えられるからである。

## 2. 研究の目的

本研究は上述のように先進諸国に共通の特徴を兼ね備える社会運動ユニオニズムが登場してきた根拠に新自由主義改革の進展があると仮定した上で、日本の社会運動ユニオニズムとフランスのそれとを比較して検討しようとした。

(1) 日本においては、連合、全労連という既存の労働組合全国組織がワーキングプアと呼ばれる低所得労働者の支援、組織化に積極的に取り組み始めたこと、さらに両全国組織の他に、他の労働組合活動家も参加した反貧困ネットワークという運動組織が形成された。

(2) フランスでは 1996 年「社会運動総結集」を契機に失業者の運動が注目された。現地のメディアはこれを「フランス的例外」と呼んだが、本研究の仮説からは「フランス的例外」ではなく、新自由主義改革に客観的な根拠をもつという点で典型的な社会運動ユニオニズムの事例として注目された。この運動は、CGT (フランス労働総同盟)、および 3 つの失業者組織 (AC!, APEIS, MNCP) がそれぞれに展開したものだ。

## 3. 研究の方法

社会運動ユニオニズムの日仏比較においては以下の点が注目される。

(1) 第 1 に、相対的に弱体な福祉国家 (日本) と相対的に強固な福祉国家 (フランス) のもとにおける、それぞれの社会運動ユニオ

ニズムの比較。

(2) 第 2 に、1960 年代乃至 70 年代からともに後退を重ねているとはいえ、今日の社会運動ユニオニズムという視点からは、日仏の戦後労働運動に対照的ともいえる大きな相異があること。

1970 年代以降日本の労働運動は企業別労働組合という組織形態にのみでは説明できない、企業主義的労働組合運動とも呼ばれる、欧米のそれに比べて過度に労資協調主義的、すなわち社会民主主義の下支えとなりえない労働組合運動が大勢を占めてきた。しかし、企業主義的労働組合運動に変容する以前、60 年代中葉まで、「戦後民主主義の実働部隊」として (清水慎三)、仏英の労働運動と比較して「実行可能な例外」(E. ホブズボーム) と理解される——「社会運動ユニオニズム」を凌駕する規模と射程をもった——総評労働運動の歴史があった。このことが現代日本の社会運動ユニオニズムにどのような影響を与えているか、或は与えていないか。

(3) 第 3 に、日仏に限らず、先進諸国で観察されることだが、いわゆる正規労働者と、新自由主義改革の過程で拡大した非正規労働者との間には、「労対立論」、より卑近には「勝ち組・負け組」論などが即自的にそれを表現しているように、「利害」の齟齬が生じ易い。

社会運動ユニオニズムには、その意味では、新自由主義的の言説に抗して、現実においてはどのように分断された「労働者」という概念を再び認識上の概念でなく現実に存在するものとして提示できるか否かが課題になっていると言えよう。

本研究は大掴みにこれらの日仏社会運動ユニオニズムの条件、その差異、また共通の論点を念頭に置きつつ、社会運動ユニオニズムの特殊性と普遍性を考察しようとした。

## 4. 研究成果

(1) 日本において新自由主義改革は 1990 年代後半から著しく進展した。フランスにおいては 2007 年に新自由主義改革を正面に掲げたサルコジ大統領が所得税率を引き下げるなどの新自由主義的政策が進められて注目されたが、日本と同様にやはり 1990 年代後半からの社会保障改革にみられるように新自由主義的趨勢は強化されつつあった。

(2) 日本においては連合、全労連などの労働組合全国組織がワーキングプアと呼ばれる低所得労働者の支援に乗り出し、2007 年には「人間らしい生活と労働の保障を実現し、貧困問題を社会的・政治的に解決することを

目的」として反貧困ネットワークという運動体が、市民運動、労働組合、弁護士、専門家、政治家らの個人、団体によって成立した。

2008年には反貧困ネットワークを構成する組織その他によって「年越し派遣村」の取り組みが日比谷公園において行われ社会的に大きな関心を集めた。

フランスにおいて注目されるのは、日本より早く1995年、96年のストライキを含む運動が大きな意味を持ったことである。

フランスの労働組合組織率は戦後間もなくは40%を超えていたが、50年代末には25%を割るようになった。グルネル協定のあった68年から70年代中葉まではやや回復して25%を超えるが、以降一貫して下がり続け、今日では8%前後となっている。たとえばイタリアは1970年37%から2003年35%とほぼ同じ組織率を維持しているが、同じ期間にフランスは26%から7%まで、70%の組織率の減少を見た。

こうした状況の中で非正規労働者の組織化に1980年代初期から大きな力を注いできたのはフランスの5大ナショナルセンターの最大組織であるCGT（フランス労働総同盟）だった。1995年の運動は、CGT、CFDT（フランス民主労働総同盟）、SUD、またAC!、MNCP、AEPIS等の失業者組織が担った。この運動は1970年代末から20年近く続いた労働運動の停滞を打ち破るものと位置づけられた。

とくに1996年の運動は「社会運動総結集」とも言われ、フランスのマス・メディアは「フランス的例外」と論じた。

(3) フランスにおける1996年の運動が「フランス的例外」と評された理由の一つは、多くの労働組合と失業者団体が共闘して失業者問題に取り組んだからである。だが、フランスの社会学者ピエール・ブルデューはこの運動を「フランス的例外」でなく「社会変革の新しい考え方」の登場と受け止めた。

歴史的に、また今日一般的にも、雇用されている組織労働者と雇用から排除された失業者との共同の取り組みは難しいとしばしば指摘される。「フランス的例外」はそれが、少なくともその瞬間、達成されたことを驚きをもって表現したものだ。

もっとも組織労働者と失業者の共同の取り組みが何の齟齬や摩擦もなく実現したわけではない。CFDT指導部にはこの間の運動にいわば「中立的」姿勢を示すものもあり、それが同組織の分裂や内部対立を生み出した。しかし運動の高揚は、それを「社会変革の新しい考え方」と掴むブルデューら知識人の中に積極的な支援者を生み出しながら、運動内部における同一の対立のもう一つの現れと言うべきだろう、運動に批判的な知識人をも生み出した。

(4) いわゆる正規労働者と非正規労働者の共同の取り組みの困難は日本にも当然現れている。

たとえば、「企業別労働組合」に組織され、「年功賃金」を「享受」している、いわゆる正規労働者の相対的に高い労働条件の水準は、非正規労働者の犠牲の上に成立していること、さらに進んで、正規労働者はその意味で今日の社会の受益者であるから、今日の社会を新自由主義に抗して改良、改革していく担い手たり得ないとする議論は、日本の特殊な条件の下で、正規労働者と非正規労働者の共同の取り組みが思うように前進しないこと、その困難を一面的に表現したものと言えるだろう。

たしかに「企業別労働組合」その集合体である産業別組織、全国組織の非正規労働者、ワーキングプアの条件改善のための取り組みは、その課題解決のために必要とされ、期待もされる取り組みの質量に見合っているとは言いがたい。だが、正規労働者をもつばらに組織する「企業別労働組合」自身が、成果主義賃金、リストラ、メンタルヘルス問題（これは正規、非正規に共通）に直面し呻吟する正規労働者＝組合員の利害を十分に守り得ていない現状がある。

労働組合主義＝経済主義に立てば、先ず組合員の利害に優先して労働組合は取り組まなければならないということになり、また、非正規労働者を主に組織する地域ユニオン等が組織した労働者の定着に悩み数百名の規模に甘んじながら、しかし、その水準を懸命に維持していることを鑑みれば、日本の労働運動の現状について否定的批判的に言及する際の決り文句と化したかの「企業別労働組合の限界」のみに原因を求めることも難しいだろう。

翻って、フランスの労働組合は産業別を基本とするといわれることがあっても、1995、96年の運動以前、70年代末から続いた停滞期の運動は、しばしば企業別、事業所別の争議に留まっていたし、今日なおフランス、ドイツ、イギリス、またアメリカにおいても産業別労働組合の「企業別労働組合」化とでもいべき動きに歯止めは掛かっていない。この点は、新自由主義改革に対峙する組織主体として、「企業別労働組合の限界」ばかりを指摘するとすればバランスを欠くと言わざるを得ず、産業別労働組合も新自由主義改革に十分に対峙し得ていない。

(5) 新自由主義改革によって、新自由主義改革への、少なくとも初期には、即自的な反応として登場した社会運動ユニオンズムが示しているものは、日本に即しては「企業主義」とも評される労働運動のあり方に対する

批判であろう。その際に、「企業主義」を克服するための処方箋として、しばしば欧米の、企業横断的な産業別労働組合と労働組合主義＝経済主義の必要性が強調されることがある。

しかし、本家本元、或は本流の産別別労働組合が日本と同様の困難にぶつかっているとすれば、産業別労働組合、労働組合主義＝経済主義をもって新自由主義に抗する主体が組織的にはあれ形成されると解するわけにはいかないだろう。フランスの1995、96年の経験が示したものは、むしろ、労働組合主義＝経済主義の限界だったように思われる。かつて労働組合主義＝経済主義を「敵の戦略」と評したブルデューが1995、96年の運動に「社会変革の新しい考え方」を見たのは、本研究の視角からすれば、社会運動ユニオニズムは労働組合主義＝経済主義への批判を強く内包していて、それをともかくも即自的に表現したものと解することができる。

その際に、戦後日本の労働運動が、「企業別労働組合の限界」の下でなお、1970年代中葉までに「戦後民主主義の実働部隊」として——ホブズボームが「実行可能な例外」と評した——取り組んだ総評労働運動の歴史が積極的な意味を持つように思われるが、運動体の中でそのことが振り返られることが殆どなかったように見える。

(6) 既成の労働組合ナショナルセンターでは早くから失業者問題に取り組んできた CGT は同組織の失業委員会 *Comités de Chômeurs* を失業者・不安定雇用者全国委員会 *Comité National des Chômeurs et Précaires* へと発展させ、「労働、住宅、健康、交通、職業訓練、尊厳、家族、文化、ヴァカンス・余暇、標準的かつディーセントな生活」の10項目を課題として掲げているが、これは反貧困ネットワークが2007年に掲げた5課題と殆ど重なるものだった。

国々の運動はもとより文化的伝統の歴史の相異はありながら、本研究が注目した日仏の社会運動ユニオニズムが共通の課題を掲げ、ともに即自的にはあれ、労働組合主義＝経済主義への批判を内包していることは、新自由主義改革の普遍的な性格と見合ったものであり、同時に労働運動の新しい展開を示唆するものだろう。

しかし、日仏の社会運動ユニオニズムの現状は両国で手探りの模索状態が続いているといえよう。日本では、2009年に政権交替があり、フランスでは2012年の大統領選で新自由主義を掲げたサルコジ政権が退陣した。両国とも新自由主義政策に批判的な有権者の意志を反映したものだったが、政治（少なくとも議会レベルでの）状況の変化が社会運動ユニオニズムにどのような影響をもたら

すか等、今後注目したい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

① 赤堀 正成 労働運動・年功賃金・福祉国家——フランス瞥見、労働総研ニュース、査読無、p. 1, No. 253, 2011

〔図書〕(計1件)

① 赤堀 正成, 他 法律文化社、『新自由主義批判の再構築』, 2010年, pp.1-106

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

赤堀 正成 (AKAHORI MASASHIGE)

研究者番号：60321676